様式第6号(第4条関係)

情報提供通知書

　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　様

出雲市長　　　　　　　　　　　印

　　　　　　年　　月　　日付けで請求のあった情報提供については、別添のとおりです。

|  |
| --- |
| 　介護認定等に係る情報提供取扱要綱には、下記のとおり、情報の提供を受けた者の「遵守事項」と「遵守事項違反に対する措置」が規定されています。情報の取扱には充分注意してください。(遵守事項)　1　提供を受けた情報は、情報提供請求書に記載した利用目的以外のことに使用してはならない。　2　提供を受けた資料は、厳重に管理し、紛失、漏えい又は破損しないよう適正な措置を講じなければならない。　3　情報を保有する必要がなくなったときは、責任をもって、速やかに当該資料(複写し、又は複製したものを含む。)を破棄しなければならない。(遵守事項違反に対する措置)　　この要綱による情報の提供を受けた者が、前条に規定する事項を遵守しなかった事実が判明したときは、提供した情報の返還を求めるとともに、以降の情報の提供を行わないことができる。 |